

〔主な対応〕

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な対応に努める。

7 家庭の果たす役割

法：第9条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

いじめ防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。いじめをしない子どもに育てるために、子どもの「自分は人から愛される大切な人間だ。世の中や他の人にとって必要な人間だ。」と思える自己肯定感を育んでいく。ありのままの自分を受け止めてもらえることによって、子どもは自分を大切に思う気持ちとともに相手を思いやる気持ちをもったり、個性や多様性を認めたりできることにつながる。そのために、愛情豊かな家族の中で、必要な栄養を十分与えることを心がける。

①子どもを丸ごと受け止める

例：子どもが話すことやすることをまず認め、誉める。

②子どもの主体性を大事にする

例：子どもが自らしようとしたことは、温かく見守る。

③家族の中で親子が向き合える関係をつくる

例：家族そろって食事をする時間を大切にする。

(1) いじめの早期発見

子どもはいじめられても「心配をかけたくない」という理由から、親に話さないことがある。親は常日頃から表情、態度や行動をよく観ていることが大切である。気になることがあれば、何気なく学校生活の様子を尋ねる。

特に思春期にあたる小学校高学年からは、いじめの被害にあっても親には話さないことがある。親は話さないから大丈夫と思うのではなく子どもが発信するいじめのサインに気付けるよう、幼少期から子どもと向き合える関係をつくり、日頃からわが子の様子を見守る。

(2) いじめへの対処

いじめのサインに気付いたら、まず本人に学校生活や友達関係全般について話を聴き、学校の担任教諭に、親が気付いた様子などを具体的に説明して相談する。

①いじめにあっている場合

